

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念

① 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。平成会は、利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

② 身体拘束防止に関し、次の方針を定め、すべての従業員に周知徹底する。

- (1) 身体拘束は廃止すべきものである。
- (2) 身体拘束廃止に向けて常に努力する。
- (3) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- (4) 身体拘束を許容する考え方はしない。
- (5) 前任の強い意志でケアの本質を考えることにチャレンジする。
- (6) 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- (7) ご利用者の人権を最優先にする。
- (8) 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ。
- (9) 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる。
- (10) やむを得ない場合、ご利用者、家族に丁寧の説明を行って、身体拘束を行う。
- (11) 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指す。

③ 身体的拘束に該当する具体的な行為

<参考> 広島県指針

- ② 車いすやベッドに縛り付ける。
 - ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
 - ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
 - ⑤ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
 - ⑥ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。
- <参考> 介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為(令和元年9月現在)
- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
 - ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 - ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
 - ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
 - ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ⑪ 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

④ 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 施設としての方針

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

① 利用者の理解と基本的な支援の向上により身体的拘束リスクを除きます。

利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

② 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

管理者・施設長・課長・主任等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、強度行動障害にあたる行動を示される方の障害特性を理解し、適切な支援を提供できるよう習熟に努めます。

③ 身体的拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います。

ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・支援について話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束適正化委員会の設置及び開催（虐待防止委員会に準ずる）

身体的拘束適正化委員会(委員会)を設置し、本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は年3回以上の頻度で開催します。委員会で検討された内容は、職員に周知し、身体拘束適正化の体制を構築します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員（虐待防止委員会に準ずる）

委員長は、事業所管理者とする。

委員には、各事業所のサービス管理責任者、サービス提供責任者、相談支援専門員、看護師を加える。

委員には、研修委員会、リスクマネジメント委員会の委員を1名ずつ加える。

委員には、必要のある場合に、栄養士、法人役員、第三者委員を加えることができる。

委員に、利用者の代表を加えることができる。

(3) 委員会の検討項目

身体拘束適正化のための取り組みの評価、検討

身体拘束適正化にかかる課題の検討

身体拘束適正化のための研修の計画

意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

身体拘束の実施状況の確認

(4) 身体拘束適正化のためのカンファレンス

身体拘束を行っているケースについて定期的（3か月に一度を目安）にカンファレンスを実施し、以下の内容について検討し、適正化に取り組みます。また、緊急やむを得ない場合の参加者については、事業所のサービス管理責任者、児童発達管理責任者、課長、主任、担当職員、看護師および当該利用者に関わる職員とします。検討内容は、委員会にて報告します。

- ①前回の振り返り
- ②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
- ④(身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合)
3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤(今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)
今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥今後の予定
- ⑦今回の議論のまとめ・共有

(5) 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式(参考様式①「身体的拘束適正化委員会議事録」)を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、職員その他の従業者に周知徹底します。

3 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため支援員ほかその他の従業者について、職員採用時のほか、定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと)
- ・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

利用者の態様を踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考に同委員会及びカンファレンスで定期的に再検討し解除へ向け取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本

人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・拘束開始及び解除の予定

5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や入居者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

6 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、入居者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。

令和4年4月1日